資料－1

第１回検討会で頂いたご意見と対応について

第1回検討会で頂いたご意見と対応

○ 第1回検討会で頂いたご意見と対応案は以下のとおりである。

＜ 第1回検討会で頂いたご意見と対応案 ＞

		ご意見 （決定した内容は青字で記載）	対応案	
①復旧位置		• 復旧位置は、移転候補地①で決定した。	－	
②本体（火袋）		• 本体は保存石材の組み直しを基本とし、火袋は第1案の現況施設の金枠を利用することで決定した。 • 金枠の外側に設置する木枠は開閉ができる構造にできないか。 • 火袋内部に明かりを灯せないか。	－ • 木枠は開閉ができる構造とする。 • 可搬式の簡易なソーラーライトを提案する。	1）本体・土台の復旧方法について［資料－2］
土台	③形状	• 土台の形状は、第4案で決定した。 • 資材は再検討する。	－ • 比較検討を実施した結果、資材は間知ブロック利用を予定する。	
	④天端保護	• 土台天端保護は、第3案の洗い出し仕上げで決定した。	－	
付加施設	⑤転落防護柵	• 転落防護柵は、第1案の基準に準拠した1.1mの高さで目立たない色の縦桟で決定した。	－	
	⑥説明看板	• 看板の形状は、第1案（案内板で高さ約1.9m）で決定した。 • 紹介文の文面・表示は、以下とする。 横書き、英語表記なし、解体前や過去の九蟠港の写真、QRコード（現在位置や旧九蟠港常夜灯以外の常夜灯群の情報等で地元が準備する）を掲載 • 看板の設置位置は入口付近を含めて検討してほしい。 • 支柱が丈夫なものを採用してほしい（石材までは不要）。 • 表示面は消えにくい材質のものとしてほしい。	－ － • 配置検討の結果、土台内の入口付近は困難である。 • 強度的には、どの製品も基準を満足したものであるため差違は無いが、外観上の比較で決定したい。 • 表示面にコーティングがなされたものを採用する。	2）説明看板について［資料－3］
その他			以下の検討結果を提示する。 ・復旧位置と復旧完成図を示した地元用資料 ・今後の工程 ・沈下対策案	→1）［資料－2］ 3）復旧までの工程について［資料－4］

①復旧位置

〇歴史的な価値を継承するため、常夜灯の姿としては**堤外側(川側)**で、**もとあった場所により近く**、地域の平和と繁栄を祈り建立された**最上稲荷神社が近傍にある**ことから**移転候補地①の採用が決定**した。

＜土台の復旧形状比較＞

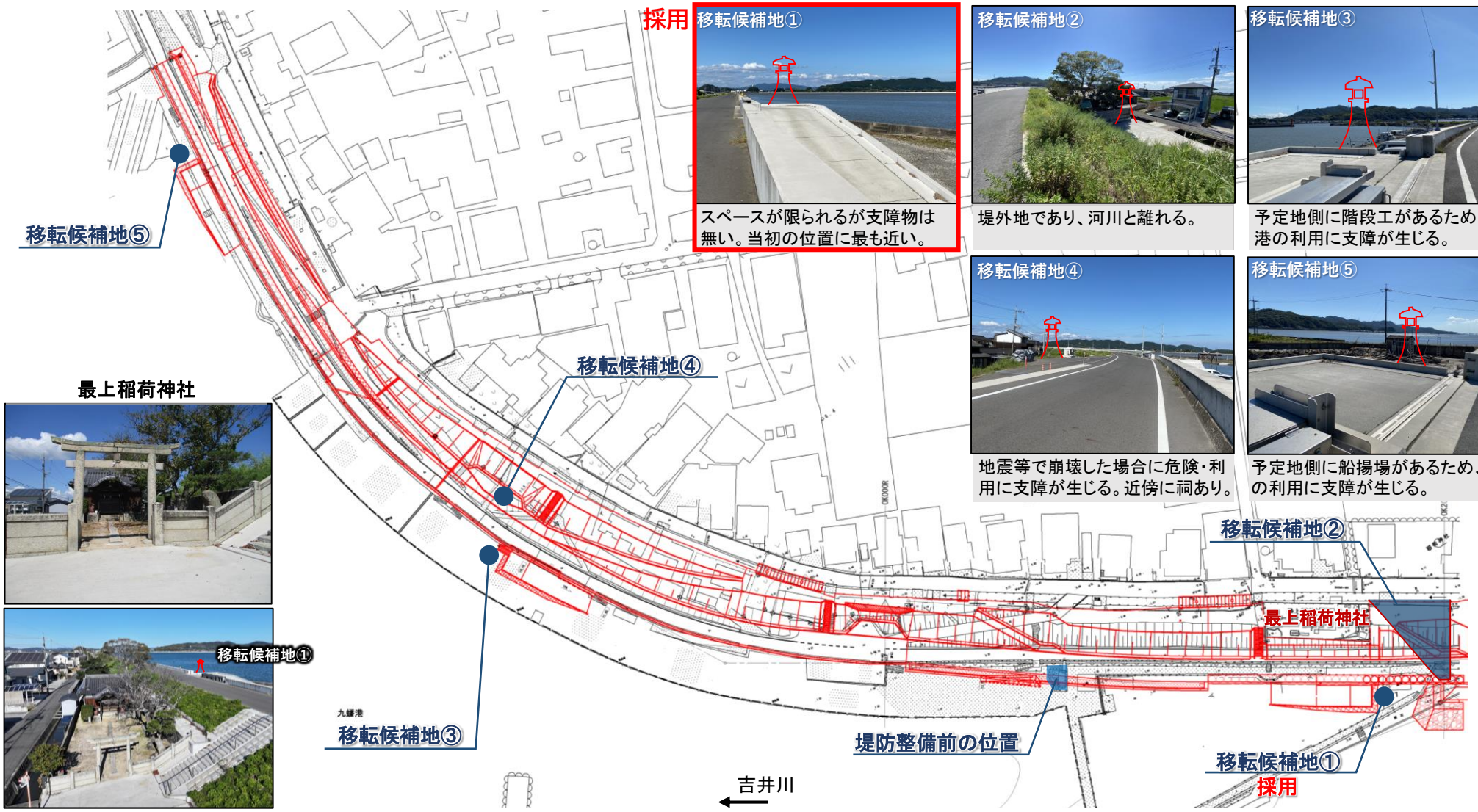

②本体（火袋部）

〇現在保存されている**金枠**を用いて、もとの姿に復元することを基本とした**第1案の採用が決定**した。
〇**木枠を開閉可能な構造**とすることと、内部の**照明設置**がご意見として挙がった。

＜解体前の火袋部＞

木製の火袋を、内部から金枠で補強している。

＜復旧方法＞

採用

	第1案	第2案
概要	現況施設利用	新調（石材）
イメージ	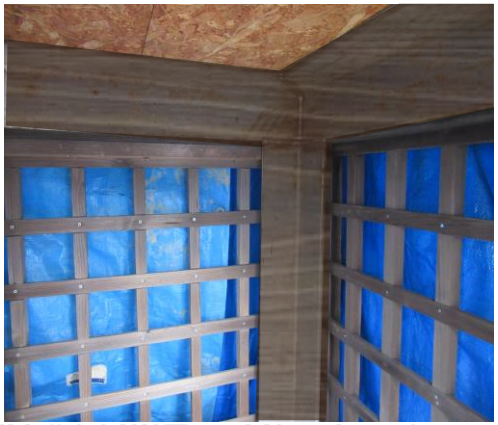 鉄枠部分を木材被覆又は木材調に加工したイメージ図	
特徴	・現況施設を利用して復元する。 ・顕著なサビが見受けられないため、補強当時の強度はあるものと判断する。 評価：〇	・石枠を新たに作成する。 ・本体の他の部分と同様の石材を調達することは現実的でないため、国外で調達・加工となる可能性が高い。 評価：△
景観	・解体前の姿で復元できる。 ・木材等で鉄部分を隠すことで見栄えも改善する。 評価：〇	・解体前と見栄えは変わる。 ・木枠から石材が見える。 評価：△
施工性	各案に差は無い	
維持管理	木枠は両案とも設置するため、各案に差は無い	

③土台（形状）

〇天端のスペースにゆとりを持たせた**第4案の採用が決定**した。資材は、**間知石か間知ブロックで比較**することとした。

		既存石材利用 （土台の規模が限定される）		間知ブロック利用 （土台の規模を任意で決定できる）	
		第1案	第2案	第3案	第4案 採用
概要		解体前施設相当の姿で復元した案で、高さ不足分はコンクリートで下部を嵩上げする。	既存石材を利用し、天端を可能な限り広くした案	天端の利用を優先し、常夜灯本体周りの通路を1m程度確保した案	設置候補地の空き地を有効に活用し、天端スペースにゆとりをもたせた案
イメージ図 ：土台嵩上げ(新規) ：土台(従来施設) ：本体(従来施設) ：動線 ：断面位置		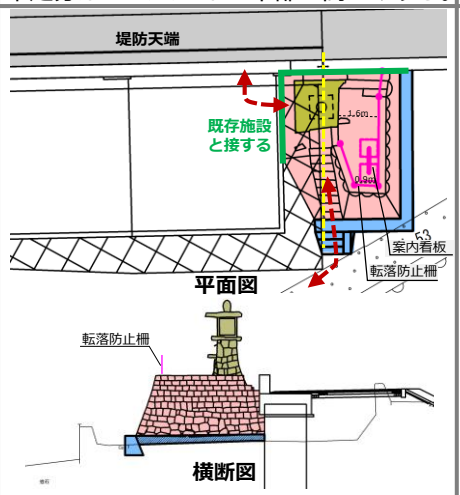	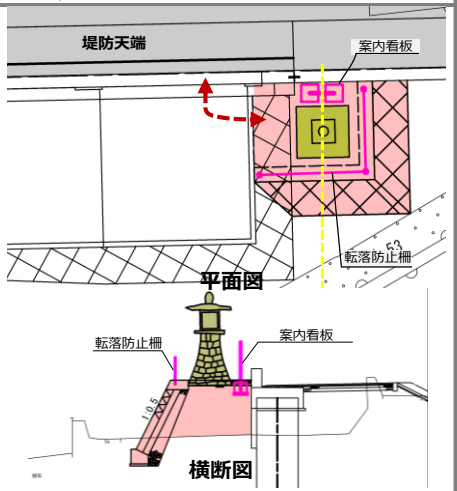	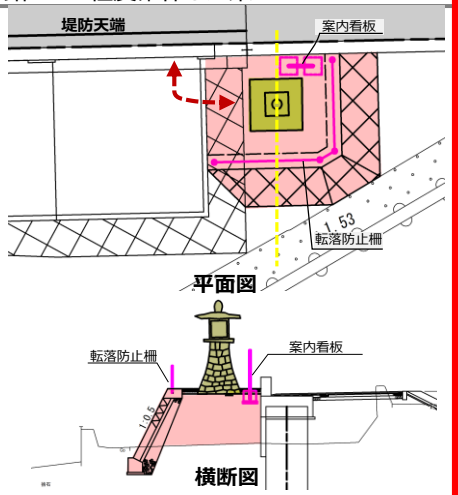	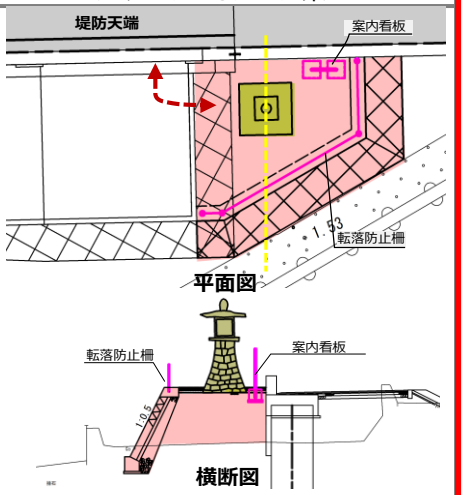
形状・利用面		・出入りは従来通り、天端からと高水敷からの2ルートを確保している。ただし、天端に余裕が無いため、通行がしにくい。 **利便性：△**	・出入りは、天端からのみとなる。 ・土台規模が小さいく、天端に余裕が無いため、通路幅が狭い。 **利便性：〇**	・出入りは、天端からのみとなる。 ・通行しやすくした案であるが、看板を配置するとスペースのゆとりに欠ける。 **利便性：〇**	・出入りは、天端からのみとなる。 ・常夜灯本体と案内看板を完全にずらして配置した案で、天端が最も利用しやすい。 **利便性：〇**
擁壁の安定性		・現行基準の擁壁構造には則らないため、安定性に欠ける。 **評価：△**	・現行基準に則り検討するため問題なし。 **評価：〇**	・現行基準に則り検討するため問題なし。 **評価：〇**	・現行基準に則り検討するため問題なし。 **評価：〇**
施工性		・既設構造物への設置箇所で対処が必要であるが、解体時のナンバリングどおりで石材配置を行うため問題は無い。 **評価：〇**	・復旧する形状に合わせて、石材を加工する必要がある。 **評価：△**	・一般的な施工方法であるため支障はない。 **評価：◎**	・一般的な施工方法であるため支障はない。 **評価：◎**
見栄え		・従来の姿を最も再現できる。 ・使用材料が本体と同じ自然石であるため、一連構造物としての見栄えが良い。 **評価：◎**	・従来の姿とは異なる。 ・使用材料が本体と同じ自然石であるため、一連構造物としての見栄えは良い。 **評価：〇**	・従来の姿とは異なる。 ・自然石には劣るものの、石材調のブロックもあり見栄えは、ある程度カバーできる。 **評価：△**	・従来の姿とは異なる。 ・自然石には劣るものの、石材調のブロックもあり見栄えは、ある程度カバーできる。 **評価：△**
付帯施設	転落防止柵	・天端に凹凸があるうえ、設置範囲が限定されるため、効果的ではない。 **評価：△**	・設置に支障は無いが、常夜灯本体周りの通路幅が狭い（70cm程度）。 **評価：△**	・特に問題なし **評価：〇**	・特に問題なし **評価：〇**
	説明看板	・狭隘な天端に、転落防止柵と看板を設置することは現実的でない。 **評価：△**	・設置できるところが限定的で、十分な余裕がないため、看板記載内容を視認しにくい。 **評価：△**	・設置できるところが限定的で、常夜灯本体を完全に避けた位置に配置することができない。 **評価：〇**	・看板を見るためのスペースは十分ある。（看板1m四方の看板の視距離は50cm程度） **評価：◎**

④土台（天端保護）

〇解体前の施設相当として、**第3案の洗い出し仕上げの採用が決定**した。

＜解体前の土台天端＞

＜天端保護の方法＞

採用

	第1案	第2案	第3案	第4案
工法	張りコンクリート			防草シート＋玉砂利敷設
	コテ仕上げ	箒仕上げ	洗い出し仕上げ	
イメージ	拡大	拡大	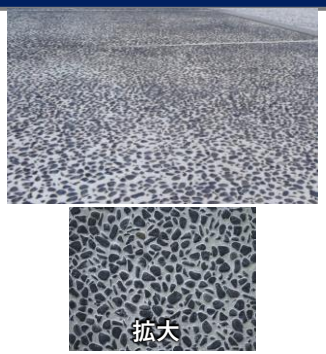 拡大	拡大
特徴	・耐衝撃・摩耗に優れる。 ・表面が活面となるため雨天時には滑りやすい。	・耐衝撃・摩耗に優れる。 ・コンクリート打設後、固化前に箒等で引き、粗面仕上を行う。 ・表面が粗面となっているため滑りにくい。	・耐衝撃・摩耗に優れる。 ・コンクリート打設後、固化前に表面を洗い出し骨材を露出させる。	防草対策のシートと玉砂利を敷設する。そのため、沈下が生じた場合の対処もしやすい。
景観	コンクリートの割面のため無機質である。 評価：△	割面と大きな差はない。 評価：△	骨材や砂の露出により、自然の風合いが生まれる。（解体前施設相当） 評価：〇	庭園のようになるが、常夜灯とのなじみも良い。 評価：〇
施工性	コンクリート打設のみであるため容易。 評価：〇	コンクリート打設後、固化前に表面処理が必要となるため、通常の張りコンクリートに比べると1工程多くなる。 評価：△		コンクリート打設がない分、即日に完成する。 評価：〇
維持管理	基本的にメンテナンス不要。 評価：〇	基本的にメンテナンス不要。 評価：〇	基本的にメンテナンス不要。 評価：〇	・飛来ゴミ等の清掃がし難い。 ・防草シートを敷設しているものの玉砂利に土が混入すれば除草が必要となる可能性がある。 評価：△

⑤安全対策（転落防止柵）

〇転落防止柵は設置するものとし、基準に準拠した**1.1mの高さ**で、児童などの安全性を考慮して**縦桟**とする。色は景観に配慮して**目立たない色（比較表の写真参照）**とすることが決定した。

＜解体前の安全対策＞

＜設置場所＞

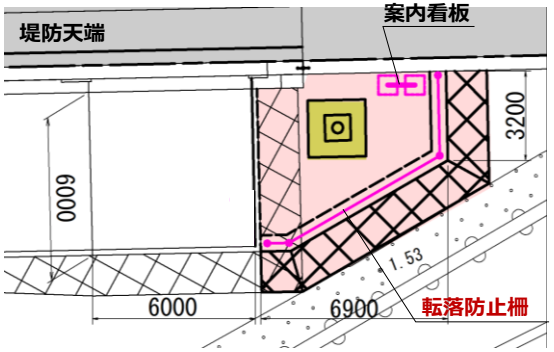

平面図

参考　転落防止柵の必要な構造
（基準の抜粋）

防護柵高さ

歩行者等の転落防止を目的として設置する柵の路面から柵面の上端までの高さは1.1mを標準とする。

形状

児童などのよじ登りを防止するために縦桟構造を採用することが望ましい。また、幼児がすり抜けて転落する恐れも考慮して、桟間隔および部材と路面との間隔を150mm以下とする事が望ましい。

＜構造比較＞

採用

	第1案	第2案
種類	縦桟	横桟
イメージ		
特徴	・児童のよじ登りや・幼児のすり抜けを防げ安全性に優れる。 評価：〇	・児童などのよじ登りが懸念される。 評価：△
景観	・見る位置によっては、格子部分が重なり見通しが悪い。 評価：△	・格子部分の隙間が大きいため見通しがよい。 評価：〇
施工性	各案に差は無い	
維持管理	各案に差は無い	

⑥説明看板

○看板は設置するものとし、構造は、縦型で支柱が丈夫なもの（石材までは不要）で、表示面は消えにくい材質のものを採用する。
○紹介文の文面は、横書きで英語表記は無いものとし、解体前や過去の九蟠港の写真を掲載する。また、位置情報や旧九蟠港常夜灯以外の吉井川下流沿川の常夜灯群の情報が取得できるQRコードを掲載することとなった。
○看板の設置位置は、入口付近の設置する案も含めて複数案で検討することがご意見として挙がった。

＜解体前の安全対策＞

解体前は、設置されていない。

＜設置場所＞

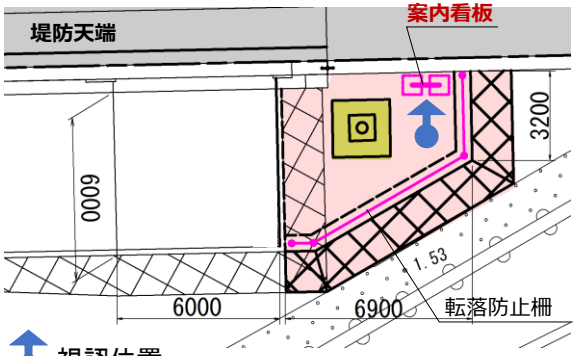

平面図

参考　必要な視距離

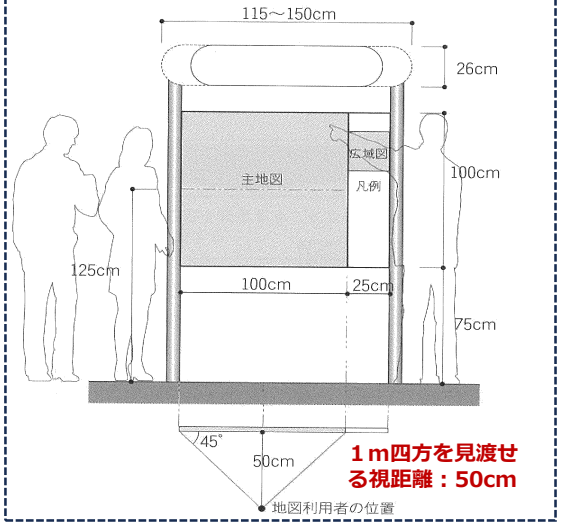

＜看板形状比較＞

採用

	第1案	第2案
種類	案内板	解説板
イメージ	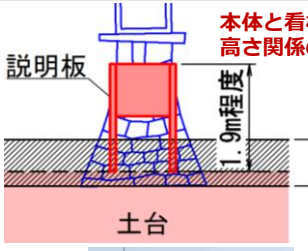 	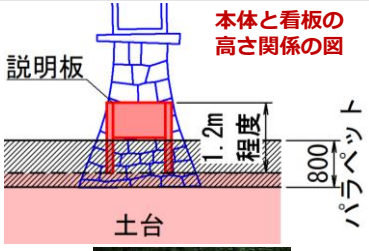
特徴	一般的な形状であるが、高さが高いため、子供や車椅子利用者は内容を確認しにくい。 評価：△	高さを抑え、解説面を傾けることで見やすくしているが、傾けることで、第1案より設置スペースが広く必要である。 評価：○
景観	堤防天端を散策している人に対して、看板が常夜灯本体や景色を大きくを遮る。 評価：△	堤防天端を散策している人に対して、第1案に比べると視界を遮る面積が小さい。 評価：△
施工性	各案に差は無い	
維持管理	各案に差は無い	